

危機意識こそ活動の源である ～ ワークショップから見てきたもの～

佐野 幹夫

公益社団法人日本診療放射線技師会 副会長



先日、毎年恒例の役員研修会（事務職員を含む）が本会講義室において開催された。この役員研修会の開催目的は、本会が抱えている重要な課題について、ワークショップ形式を用いて役員および事務職員の意見を集約し、課題解決に向けた方策を立案することにある。

今年のテーマは①診療放射線技師法改正実現に向けた方策②参加型臨床実習の普及に向けた方策③JART経費5%削減に向けた方策——の3つであった。出席者全員を3グループに分けて、自由な発想の下、意見交換から課題解決に取り組んだ。グループごとに討議を進めKJ法による問題点の抽出を行い、2次元展開法でまとめ全体セッションで発表し意見交換をしていくのである。今後のJART事業を実践していくため、役員意思の疎通を図る重要な研修会と位置付けており、今年で9回目を迎えた。

今更申すまでもないが、本会は診療放射線技師唯一の職能団体である。本会の使命はわれわれの資格を守り、放射線診療の発展に努め専門職種として専門性を高めるとともに、公衆衛生の向上および国民保健の維持発展に寄与することを目的に活動することにある。本会はさまざまな事業展開に取り組んでいるが、最も重要なことは診療放射線技師業務の発展であり、その基軸となるのが診療放射線技師法改正なのである。

今回のワークショップのテーマとなった「診療放射線技師法改正に向けた方策」について述べる。ご承知のように、われわれ診療放射線技師の業務は診療放射線技師法の下に診療放射線技師法施行令と診療放射線技師法施行規則で定められているが、近年の医療現場で求められる業務拡大に伴う内容と乖離^{かいり}が生じており、現況に即した業務内容に改正する必要性と関連する医療職種との整合性を図るため、本会では法令の見直しを検討してきた。また会員の皆さまには、本会ホームページにおいてパブリック・コメントを求めてきた。そうした中で診療放射線技師法改正案第三次答申書が作成され、今後、実現に向け関係省庁および国政に働き掛ける活動を展開するつもりである。

この診療放射線技師法は、昭和26年に「診療エックス線技師法」として公布され、その後、業務拡大により昭和43年「診療エックス線技師法及び診療放射線技師法」の資格により業務の分断された身分法となり、昭和58年「診療放射線技師法」に一本化が実現した。そして業務拡大（超音波・MRI・眼底カメラ）により平成5年に一部改正され、平成17年には粒子線の具体的な明示により一部改正、また平成26年に胸部健診の包括的指示に基づく実施、そして業務拡大（抜針・止血・下部消化管検査・IGRT時のカテーテル挿入など）で一部改正され、これが現在の「診療放射線技師法」の運用である。このように「診療放射線技師法」改正には長い年月が伴う現実がある。その背景には、関連団体の同意や教育内容を定めた診療放射線技師学校養成所指定規則の改正も求められるため、さまざまな実情の中で会員をはじめ関係各位の理解と協力を求める努力をしていきたいと考える。

しかし、3年前から本会が実施している業務拡大に伴う統一講習会の受講率は、現在、会員の4割にとどまっている。いよいよ平成32年度から新カリキュラムを修了した学生たちが医療現場に就く。このままでは医療現場において混乱は避けられない状況にある。一部改正で獲得した業務拡大について、統一講習会受講は医療安全上望ましいと指導されている現実を、受講していない会員は重く受け止めてほしい。個々にさまざまな理由があると思うが、われわれの資格はわれわれ自身で守らなくてはならないと自覚すべきである。

職能団体である本会には、医療現場の実態調査が活動の生命線である。会員の皆さまには日頃のご協力に感謝したい。しかしながら、集約数に担当役員が苦慮している状況にあり、業務・賃金・診療報酬・放射線機器などの実態調査にぜひご協力をお願いしたい。

そして昨年、厚生労働省が「医療従事者の需給に関する検討会」の下に設置した「医師需給分科会」では医師の働き方改革に関する労働時間の分析が詳細に行われており、労働時間短縮に向けAI・IoTなどのICTを活用した効率化や、医師から他の職種へのタスク・シフティング（業務の移管）やタスク・シェアリング（業務の共同化）が議論されている。本会同様、他団体も議論の方向に注目しており、従来の医療現場における専門職種の業務が大きく変貌するかもしれない。今後の動向に会員一人一人が危機意識を持ち、次世代への継承者でありたい。

最後に、西日本地域にもたらされた豪雨によりお亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。